

関東森林管理局保護林管理委員会運営要領

平成28年3月31日 27関計第151号
関東森林管理局長通知

[最終改正]平成29年7月24日

第1 趣旨

「保護林制度の改正について」(平成27年9月28日付け27林国経第49号林野庁長官通知)第6の1の規定に基づき、関東森林管理局保護林管理委員会(以下「管理委員会」という。)を設置し、その運営に関し、必要な事項を定める。

第2 所掌事務

管理委員会は、関東森林管理局管内の保護林及び緑の回廊の設定、変更、廃止、管理及びモニタリング等に関する事項並びに保護林及び緑の回廊に関連する生物多様性の保全についての検討を所掌する。

第3 組織

- 1 管理委員会の委員は、森林・林業や自然環境に関する専門家、関係地方公共団体等から森林管理局長が委嘱した者で構成する。
- 2 委員の任期は、委嘱した日から翌年度末までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。
- 4 森林管理局長は、必要に応じ、管理委員会の下に専門的な検討を行うための部会等を置くことができる。部会等の委員は、森林管理局長が委嘱する。

第4 運営

- 1 管理委員会の委員長は、委員の互選により選任する。
- 2 委員長は、議事を運営する。
- 3 委員長は、管理委員会の承諾を得て、委員の中から委員長代理を指名することができる。
- 4 管理委員会は、議事の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め意見を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。
- 5 管理委員会は、必要に応じて部会等の委員の出席を求める。
- 6 管理委員会は原則公開とする。ただし、委員長は、議事の内容に応じて非公開とすることができる。
- 7 管理委員会の議事概要については、関東森林管理局のホームページを通じて公開する。

第5 事務局

管理委員会に関する庶務は、関東森林管理局計画保全部計画課において行う。

第6 その他

この要領に定めるもののほか、管理委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が管理委員会に諮って定める。